

山口県報

平成20年
3月31日
(月曜日)

目 次

人委規則

地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員等の給料月額
の端数計算に関する規則……………

山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則……………

職員等の任用に関する規則の一部を改正する規則……………

公益法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則……………

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則……………

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則……………

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………

地域手当に関する規則等の一部を改正する規則……………

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………

五

五

五

四

三

三

二

二

二

一

一



地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員等の給料
月額の端数計算に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員等の
給料月額
の端数計算に関する規則

地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員等の給料
月額の端数計算に関する規則（平成十三年山口県人事委員会規則第一号）の全部を改正
する。

次の各号に掲げる職員（一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例
第二号。以下「職員給与条例」という。）又は一般職に属する学校職員の給与に関する
条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を
受ける者をいう。以下同じ。）の当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端
数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料月額とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定
する短時間勤務の職を占める職員 職員給与条例第五条の二又は学校職員給与条例
第七条の二

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に
規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による勤務を含む。）をしている職
員 職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号。以下「育児休業
条例」という。）第十七条の規定により読み替えられた職員給与条例第五条第三
項、第四項、第七項若しくは第十二項、育児休業条例第十八条の規定により読み替
えられた学校職員給与条例第七条第三項、第四項、第七項若しくは第十二項、育児
休業条例第十九条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に關
する条例（平成十四年山口県条例第四十九号）第五条第三項若しくは第四項又は育
児休業条例第二十条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に關
する条例（平成十四年山口県条例第五十号）第七条第二項若しくは第三項

附 則
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をこ
ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年山口県人事委
員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表職員採用上級試験の成績の項中「職員採用上級試験」を「職員採用大学卒業程度試験」に改め、同表職員採用中級試験の成績の項中「職員採用中級試験」を「職員採用短大卒業程度試験」に改め、同表職員採用初級試験の成績の項中「職員採用初級試験」を「職員採用高校卒業程度試験」に改め、同表保健師・助産師採用試験の成績の項中「保健師・助産師採用試験」を「保健師採用試験」に改め、同表看護師採用試験の成績の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に人事委員会が保有するに至った公文書に記録されている個人情報について適用し、施行日前に人事委員会が保有するに至った公文書に記録されている個人情報については、なお従前の例による。

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第五号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則(昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号から第四号までを次のように改める。

- 一 職員採用大学卒業程度試験
- 二 職員採用短大卒業程度試験
- 三 職員採用高校卒業程度試験
- 四 保健師採用試験

第四条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十三条第二項中「大学、高等専門学校及び幼稚園」を「幼稚園、大学及び高等専門学校」に改める。

別表の五に次のように加える。

- 13 助産師
- 14 看護師

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

公益法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

公益法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣に関する規則(平成十四年山口県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

- 十七 財団法人やない花のまちづくり振興財団

第二条第一項に次の一号を加える。

二十一 山口県厚生農業協同組合連合会

第二条第二項を次のように改める。

2 条例第二条第一項第二号の人事委員会規則で定める団体は、次に掲げる団体とする。

- 一 財団法人建築行政情報センター
- 二 社会福祉法人恩賜財団済生会
- 三 日本赤十字社
- 四 独立行政法人労働者健康福祉機構

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による勤務を含む。）をしている職員又は学校職員にあつてはその額に職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十号

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第一条 管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「定める額」の下に、「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による勤務を含む。）をしている職員又は学校職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「職員勤務時間条例」という。）第二条第二項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第二号中「定める額」の下に、「（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による勤務を含む。）をしている職員又は学校職員にあつては、その額に職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の

端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第三号中「別表第三（）」の下に「育児休業法第十八条第一項又は」を加え、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「職員勤務時間条例」という。）第二条第二項」を「職員勤務時間条例第二条第三項」に、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第三条第二項」を「学校職員勤務時間条例第三条第三項」に改める。

別表第一知事の事務部局の項中「本庁部長」を「本庁部長 国体・障害者スポーツ大会局長」

に、「本庁部次長」を「本庁部次長 国体・障害者スポーツ大会局長」に、「農林総合技術セン

ター農業技術部大島柑きつ試験場長」を「農林総合技術センター農業技術部柑きつ振

興センター所長」に改め、
「農林総合技術センター農業技術部徳佐寒冷地分場長
 農林総合技術センター農業技術部萩柑きつ試験場長
 農林総合技術センター農業技術部美東原種農場長」

び「松光園長」を削り、同表教育委員会の事務部局の項中「教育研修所次長」を「や

まぐち総合教育支援センター次長」に改め、「義務教育課分室長」を削り、「文書館

副館長」を「やまぐち総合教育支援センター部長」に改め、同表選挙管理委員会の事

務部局の項中「五種」を「三種」に改め、同表警察本部の項中「警察学校副校長」を

「警察学校副校長 公安委員会会務官」に改める。
 別表第二の口 公安職給料表管理職手当月額表七級の項中

3種	78,000	2種	89,000
	を	3種	78,000

に改め、別表第二

のト 医療職給料表(三)管理職手当月額表に次のように加える。

5級	4種	59,000
----	----	--------

（管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「をいう」を「をいい、その者が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による勤務を含む。）をしている職員又は学校職員である場合には、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号。以

下「職員勤務時間条例」という。(第二条第二項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)(第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中管理職手当に関する規則別表第二の口 公安職給料表管理職手当月額表の改正規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の管理職手当に関する規則別表第二の口 公安職給料表管理職手当月額表の規定は、平成二十年二月十八日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「掲げる額」の下に、「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による勤務を含む。))をしている職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「職員勤務時間条例」という。)(第二条第二項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)(第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

地域手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

地域手当に関する規則等の一部を改正する規則

(地域手当に関する規則の一部改正)

第一条 地域手当に関する規則(昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「岡山市」を「岡山市 福津市」に改める。

(調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 調整手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山口県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「百分の十四・五」を「百分の十六」に、「百分の十二」を「百分の十三」に、「百分の六・五」を「百分の八」に、「百分の五・五」を「百分の七」に、「百分の八」を「百分の九」に、「岡山市」を「岡山市 福津市」に改める。

附則第三項中「百分の十二」を「百分の十三」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十三号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和三十三年山口県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第八条の三の見出し中「短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改め、同条中「第十一条第二項第二号ロ」の下に、「(職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口

県条例第一号（第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を、「第十三条第二項第二号ロ」の下に「（職員の育児休業等に関する条例第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第十条の二第二項第三号中「により派遣され」の下に「、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山口県条例第五十四号）第一条の規定により自己啓発等休業をし」を加える。

第十条の三第二項中「、法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の退職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める」を「次の各号のいずれかに掲げる」に、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の退職をすること。
- 二 長期間の研修等のために旅行をすること。
- 三 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

五 その他人事委員会の定める事由

第十条の四第二項中「により派遣され」の下に「、職員の自己啓発等休業に関する条例第二条の規定により自己啓発等休業をし」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日印刷
平成二十年三月三十一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）